

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得 (業務委託及び物品等の賃貸借契約)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この心得は、さいたま市が締結する業務委託の請負契約及び物品等の賃貸借契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が熟知すべき事項について定めるものとする。

- 2 入札説明書における定めは、この心得の規定に優先する。

第2章 入札執行前の手続

(公告及び公示)

第2条 一般競争入札における公告又は指名競争入札における公示は、さいたま市契約公報に登載することにより行われ、その内容は、財政局契約管理部契約課において閲覧できる。

(入札説明書)

第3条 入札説明書は、公告又は公示の定めるところにより交付する。

- 2 競争入札の対象となる業務委託又は物品等の賃貸借（以下「業務等」という。）の仕様その他の明細については、入札説明書に記載しないことがある。この場合、別途当該事項についての説明書を入札説明書に定めるところにより交付する。

(入札に参加する者に必要な資格)

第4条 競争入札に参加することができる者は、当該業務等について、さいたま市の競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であり、かつ、当該入札の公告、公示又は入札説明書（以下「入札説明書等」という。）に掲げる必要な要件（以下「審査要件」という。）を満たしている者に限る。

- 2 名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）であっても、入札期日において審査要件を満たしていない者は、当該入札に参加する資格を有しない。

(資格審査)

第5条 資格審査は、競争入札に参加しようとする者の申請に基づき行い、公告又は公示に定める期間内において隨時に受け付けるものとする。

- 2 有資格者は、この手続を要しない。

(競争入札参加申込及び資格確認申請)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定めるところにより、競争入札参加申込兼資格確認申請書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

- 2 入札参加資格の確認が終了したときは、その結果について、競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）を申請者に通知する。

3 有資格者が確認申請の日に審査要件を満たしていなかったことが明らかとなったとき又は入札期日に審査要件を満たさないこととなることが確定したときは、当該入札の参加資格を取り消すことがある。この場合、取消しの対象となった者に対してその旨及びその理由を通知する。

- 4 前項までの規定は、指名競争入札において、指名されるために必要な要件を備えていながら、指名されなかった者に対する申請に準用する。この場合、公告とあるのは公示と読み替えるものとする。

(入札保証金の納付等)

第7条 入札に参加しようとする者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号。以下「契約規則」という。）又は入札説明書等の定めるところにより、入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、入札説明書等に定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

- 2 申請に基づく入札保証金の免除が行われる場合において、契約規則第9条の規定により入札保証金の免除を希望する者は、入札説明書等の定めるところにより入札保証金免除申請書を前条第1項の書類と合わせて提出しなければならない。
- 3 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を前条第2項の通知と合わせて申請者に通知する。

第3章 入札の執行

(入札の延期等)

第8条 妨害、不正行為又は第6条第2項の通知において参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）の連合その他入札を公正に執行することができない事由を生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し又は入札を取りやめることがある。この場合、その旨公示するものとする。

- 2 第2条の規定は、前項の公示について準用する。

(入札執行)

第9条 入札者（当該入札期日における入札に関する権限を有する者であって、入札書を提出するために入札場所に入室する者をいう。）は、入札説明書等に定める入札期日及び時刻に結果通知書その他入札説明書等に定める書類を持参の上、入札場所に集合しなければならない。

- 2 入札場所に入室することができる者は、入札者又は開札の立会いに関する権限を有する者（以下「入札参加者等」という。）に限るものとする。

- 3 入札参加者等は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 委任状（当該入札期日における入札に関する権限又は開札の立会いに関する権限を委任された者が入札場所に入室した場合に限る。）

- (2) 前号に掲げるもののほか入札説明書等に定める書類

- 4 指定の時刻に遅れた者の入札場所への入室は認めない。

- 5 入札参加者等の入札執行途中での退室は認めない。

(入札書等の提出)

第10条 入札者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、封書にして入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札者は、前項の入札書の提出のときに、あわせて次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 所定の入札保証金若しくはこれに代わる担保の納付又は免除を証する次に掲げる書類

| | |
|----------------|--------|
| ア 入札保証金を納付したとき | 領収書の写し |
|----------------|--------|

| | |
|----------------------|--------------|
| イ 入札保証金に代わる担保を納付したとき | 保管有価証券受領書の写し |
|----------------------|--------------|

| | |
|-------------------|---------|
| ウ 入札保証保険契約を締結したとき | 保険証券の写し |
|-------------------|---------|

| | |
|--------------------|-------|
| エ 入札保証金の免除決定を受けたとき | 結果通知書 |
|--------------------|-------|

- (2) 入札金額見積内訳書（提出を義務付けられたときに限る。）

- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札説明書等に定める書類

(郵便による入札書の提出)

第11条 郵便により入札書を提出するときは、封書した入札書及び前条第2項各号に掲げる書類を入札説明書等に定めるところにより郵送しなければならない。

(入札金額)

第12条 入札は、入札参加者又は入札者が見積もった価格の110分の100の価格により行わなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第13条 一度提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることはできない。ただし、公告又は公示の修正を行った場合には、当該公告に係る一般競争入札又は当該公示に係る指名競争入札に参加しようとする者が入札書を変更し、再提出することができるものとする。

(開札)

第14条 開札は、第9条の規定による書類の提出後直ちに、当該入札場所において、入

札参加者等の立会いのもとに行う。

2 開札のとき、当該入札に係る入札参加者等が入札場所にいない者がある場合は、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第15条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項（金額を除く。）を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 金額を訂正した入札書による入札
- (13) 入札時提出書類（第10条第2項及び第11条の規定により提出する書類（第11条の規定により提出する書類にあっては、入札書を除く。）をいう。）を提出しない者がした入札、所定のものと異なる方法による入札その他入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第16条 落札者は、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者とする。

(くじによる落札者の決定)

第17条 落札とすべき同額の入札が複数あるときは、直ちに当該入札をした入札参加者等にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代って当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(落札者決定の保留)

第18条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、第16条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。

2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあっては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者等にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代って当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(低価格入札の調査)

第19条 前条第1項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち最も入札価格の低いものについて、次の各号の一に該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした入札者を落札者とする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札参加者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札参加者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ

れがあつて著しく不適当であると認められる入札

- 2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。
- 3 すべての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が最も高いもの）をした者を落札者とする。
- 4 低価格入札をした入札参加者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。
(再度入札)

第20条 初度入札において落札者がないときは、初度入札の開札結果の発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、再度入札を行わない。
 - (1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、初度入札において低価格入札があつたとき。
 - (2) 再度入札に参加することができる者がないとき。
- 4 再度入札は1回限りとする。
- 5 第10条第1項及び第12条から第19条までの規定は、再度入札に準用する。

(不調時の取扱い)

第21条 再度入札によつてもなお落札者がないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

- 2 再度入札において無効の入札を行つた者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。
- 3 再度入札において低価格入札がなかつた場合、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において直ちに、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。
- 4 再度入札において低価格入札があつた場合、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。
 - (2) 見積書の提出期日において、随意契約の相手方となることを希望する者から見積書及び見積書提出期日における見積権限を委任された者が見積りをするときには、委任状を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

(公正な入札の確保)

第22条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行つてはならない。

(入札の辞退等)

第23条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、郵便により入札書を提出する場合は、入札書が送付先に到達する前までに限るものとする。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に定めるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行の前にあつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参又は郵送（郵送については、入札日の前日までに到着するものに限る。）により行うものとする。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行うものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第4章 入札執行後の手続

(入札結果等の通知)

第24条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書にて通知する。

2 前項の通知が落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないとき、落札決定は効力を失う。

3 第21条第3項及び第4項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を当該契約の相手方に通知する。

4 落札者とされなかつた入札参加者から請求があつたときは、速やかに次に掲げる事項を通知する。

(1) 落札者が決定したこと

(2) 落札者の氏名及び住所

(3) 落札金額

(4) 当該請求を行つた入札参加者が落札者とならなかつた理由

(5) 当該請求を行つた入札参加者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由

5 前項の請求をする者は、市長に対し、不落札理由開示請求書を提出するものとする。

(消費税の課税についての届出)

第25条 落札者が免税事業者である場合については、落札が決定した後、免税事業者届出書を提出しなければならない。

(入札保証金の還付)

第26条 入札参加者は、落札者が決定したとき又は再度入札によつてもなお落札者がないときは、入札保証金の還付を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の入札保証金の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 契約を締結するまでは、還付の請求をすることができない。

(2) 納付すべき契約保証金があるときは、これに充当する。

(3) 第24条第2項の規定により落札決定が効力を失つたときは、没収する。

第5章 契約の締結

(契約の確定)

第27条 契約は、市長（市長から契約締結権限の委任を受けた者を含む。）及び契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(市議会の議決を要する契約)

第28条 本契約が、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条に該当する場合は、さいたま市議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

附 則

この心得は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に2項を加える改正は、平成25年12月9日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、平成26年4月16日から施行する。
(経過措置)
- 2 この心得による改正後のさいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（業務委託及び物品等の賃貸借契約）の規定は、この心得の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年4月1日から施行する。